



2024年11月11日

各位

会社名 ケイアイスター不動産株式会社  
代表者名 代表取締役社長 塙 圭二  
(コード番号：3465 東証プライム)  
問合せ先 取締役常務執行役員 CFO 阿部 和彦  
(TEL. 0495-27-2525)

### 業績連動型株式報酬制度への追加拠出に伴う 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分要領

(1) 処分期日	2024年11月27日（予定）
(2) 処分株式の種類及び数	当社普通株式 150,000株
(3) 処分価額	1株につき3,920円
(4) 処分総額	588,000,000円
(5) 処分先	株式会社日本カストディ銀行（信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

##### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2017年度より当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入しております。

また、2024年6月24日開催の第34回定時株主総会の決議に基づき、本制度の対象者を当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除きます。）及び執行役員（委任型及び雇成型）（国内非居住者を除きます。）（以下、「取締役等」といい、断りにない限り同様とします。）に拡大する等、本制度を一部改定のうえ継続しております。（本制度の概要につきましては、2024年5月23日付「業績連動型株式報酬制度の一部改定及び継続に関するお知らせ」をご参照ください。）

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下、「追加信託」といいます。）を行うことおよびそれに伴う本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対する本自己株式処分について決定いたしました。

処分数量につきましては、当社が制定している株式給付規程に基づき、3事業年度中に付与すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、2024年9月30日現在の発行済株式総数15,863,100株に対し、0.95%（2024年9月30日現在の総議決権個数155,065個に対する割合0.97%。いずれも少数点以下第3位を四捨五入。）となります。当社としましては、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

#### 【追加信託および本信託における当社株式取得の概要】

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| ①追加信託日     | 2024年11月27日（予定）        |
| ②追加信託金額    | 588,000,000円           |
| ③取得する株式の種類 | 当社普通株式                 |
| ④取得株式数     | 150,000株               |
| ⑤株式の取得日    | 2024年11月27日（予定）        |
| ⑥株式取得方法    | 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得 |

（注）本信託は、追加信託金額（568,000,000円）及び信託財産に属する金銭（20,000,000円）の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日（以下、「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（2024年11月8日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である3,920円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していること及び本取締役会決議日の直前1カ月間（2024年10月9日から2024年11月8日）の終値の平均値である3,899円（円未満切捨て）からの乖離率は0.54%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前3カ月間（2024年8月9日から2024年11月8日）の終値の平均値である3,821円（円未満切捨て）からの乖離率は2.58%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前6カ月間（2024年5月9日から2024年11月8日）の終値の平均値である3,616円（円未満切捨て）からの乖離率は8.42%（小数点以下第3位を四捨五入）となっていることから、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち3名は社外監査役）全員が、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断は適正である旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上